

平成31年度廃棄物・リサイクル基礎研修(第1回・第2回)実施要綱

環境省環境調査研修所

1 目的

循環型社会構築のためには、3Rに代表される様々な環境負荷の低減策や制度の円滑な運用など、あらゆる主体が各々の立場において実施すべき取組を推進することが必要である。

このため本研修においては、国及び地方公共団体等において廃棄物・リサイクル行政を担当して日が浅い職員が、業務遂行に必要な基礎的知識を習得するとともに、全員合宿による研修生間の交流を通じて相互啓発及びネットワーク形成を図ることを目的とする。

2 期間及び会場

- (1) 期間 第1回：平成31年5月14日（火）から5月17日（金）（4日間）
第2回：平成31年6月11日（火）から6月14日（金）（4日間）

※期間中は受講者全員合宿制となります。

- (2) 会場 環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3
☎ 04-2994-9766
FAX 04-2994-9306

3 教科内容 別紙のとおり

4 研修予定人員 各100名

5 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国及び地方公共団体等において廃棄物・リサイクル対策業務を担当して日が浅い職員（1年未満の職員）
(2) 研修受講に支障のない健康状態にある者
(3) 所属長の推薦を受けた者

6 研修生推薦の有無

研修生を推薦する場合は、被推薦者の「略歴書」を添えて第1回については4月12日（金）までに、第2回については4月26日（金）までに必着（締め切り厳守）するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

なお、研修生を推薦しない場合においても、前記の推薦期限までにその旨を文書（研修担当者からの事務連絡もしくは公用メールによる連絡でも可）にて通知すること。

7 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定のうえ、推薦者にその旨を通知する。

8 修了証書の交付

環境調査研修所所長は、所定の課程（原則として1割以上欠課した者を除く。）を受講した者に対して修了証書を交付する。

なお、受講の状態については、研修終了後所属長に通知する。

9 経費

次の経費は所属長の負担とする。

- (1) 往復に必要な旅費
但し、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。
(2) 滞在費
但し、国家公務員（独立行政法人職員を除く。）については、日額旅費を環境調査研修所から支給する。

※次の情報を環境調査研修所ホームページ（URL <http://www.neti.env.go.jp>）に掲載していますのでご参照下さい。
◎「研修ガイドブック」（研修受講に当たっての留意事項に関する情報を掲載しています。）
◎「実施要綱」及び「略歴書」様式

平成31年度廃棄物・リサイクル基礎研修 教科内容

	時間
1 廃棄物・リサイクル対策と法制度	2.0
廃棄物・リサイクル対策に関する法制度と様々な対策の概要を理解し、今後の業務遂行に必要な基礎的な知識を得る。	
2 廃棄物処理法の現場	6.5
現場に即した法解説を通して、廃棄物処理法に対する理解を深めるとともに、法を現場に適用する能力の強化を図る。	
3 自然災害時に備えた廃棄物対策について	1.5
自然災害時に発生する廃棄物について、事前の準備や初動時の対応、その後の留意すべきポイント等を学び、行政が現場で果たすべき役割について理解を深める。	
4 自然災害廃棄物処理事例	1.5
自然災害時に発生する廃棄物について、自治体の具体的な処理事例を紹介し、行政の現場での実際の役割について理解を深める。	
5 循環型社会構築の必要性とあり方	1.5
循環型社会の構築に向けて、その背景や他の施策との関連について理解を深め、今後の具体的なあり方と方向性について理解を深める。	
6 不法投棄対策の現状と課題	1.5
不法投棄の実際及び対処の仕方の基本や担当者の心構えについて事例を通して学び、未然防止のための基本的な考え方について理解を深める。	
7 地方自治体の取組事例	1.5
一般廃棄物の減量や利活用や自然災害廃棄物処理等の取組事例を通じて、各自治体が抱える課題解決のヒントを得る。	
8 施設見学	5.0
廃棄物処理・リサイクル施設の現場を知り、今後の業務の参考にする。	
11 その他（開・閉講式、オリエンテーション、DVD上映）	2.0
合計	23.0時間

1. 教科内容は、都合により一部変更になることがあります。
2. 開講式は初日の10時から行います。9時30分までに入所してください。
3. 閉講式は最終日の13時15分に終了する予定です。
4. 最終日は昼食の用意はございません。